

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年6月26日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都渋谷区渋谷1-16-14 氏 名 東急建設株式会社 東日本建築支店 執行役員支店長 安藝 実	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-5466-5943	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東急建設株式会社 東日本建築支店
事業場の所在地	東京都渋谷区渋谷1-16-14
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D：建設業 06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 29,815（百万円）
③従業員数	234人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・産業廃棄物排出フロー（別表－1）参照 ・産廃処理フロー（別表－2）参照 ・管理組織図（別表－3）参照

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
・建設副産物対策管理組織図 (別表-3) 参照
・作業所は、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し特別管理産業廃棄物の管理にあたるものとし届を提出する
・作業所は、廃棄物責任者(作業所長又は常駐する上位の社員とする)を定め、建設副産物の発生抑制、再使用、再資源化及び適正処理に関する業務を行う。
・現業部門社員を対象とし、昇格に伴う年次研修にて「建設副産物の減量及び適正処理に関する教育」を実施している。
(研修内容)
・経営上の方針、計画・目標について
・適正な分別・保管の徹底について
・ルール及び社員の役割について
・関係法令の概要について

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	排出量	59.10 t	44.10 t
	(これまでに実施した取組) 事前調査の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	排出量	- t	50.00 t
	(今後実施する予定の取組) 事前調査の徹底		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在のところ変更の計画はない

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
排出量	7.00 t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
排出量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 実施した取り組みはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定もない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物の中間処理に関して自ら実施したことはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物の中間処理に関して自ら実施する予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまで実施した取組) 特別管理産業廃棄物の埋立処分に関した自ら行ったことはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物の埋立処分に関し自ら実施する計画はない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	59.10 t	44.10 t
	再生利用業者への処理委託量	59.10 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまで実施した取組) 優良認定業者への委託		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	7.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	7.00 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	t	-	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃石綿等
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	50.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 可能な限り 優良認定業者へ委託する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	110.20 t	
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	-		
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別表-1

特別産業廃棄物排出フロー

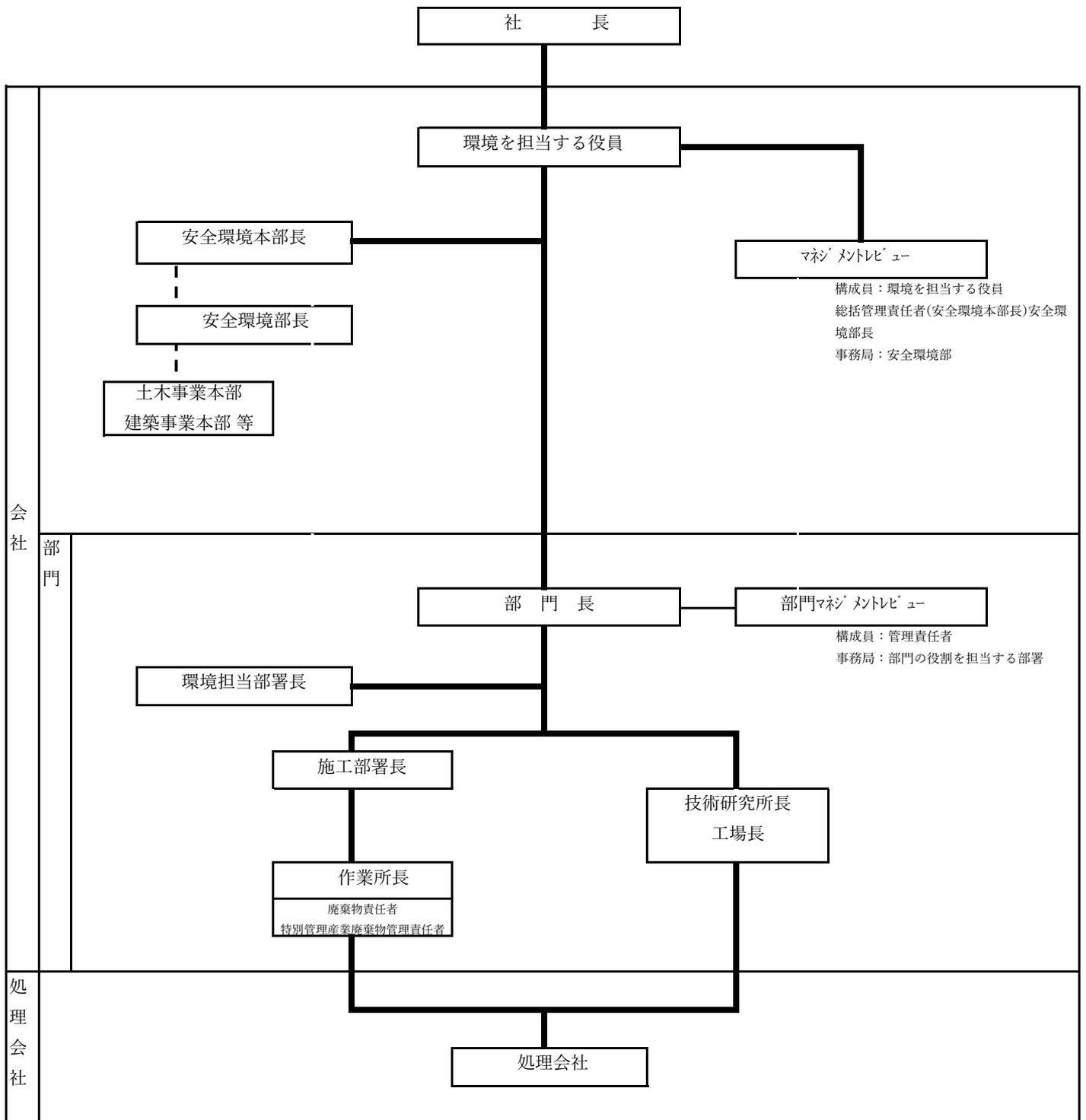
解体改修工事（一般的な建築作業所での産業廃棄物排出フローを示す）

事前調査	特別管理産業廃棄物の種類 数量 場所等の確認
施工計画の作成 除去方法の検討 除去業者選定	必要な報告 届の確認と実施
廃棄物処理計画の作成	廃棄物責任者 特別管理産業廃棄物 管理責任者選任 保管場所の設置と管理
産廃処分方法の検討処理業者選定	許可業者との委託契約の締結 電子マニフェスト登録
場内一時保管場所で保管	
事業所より排出	マニフェスト発行
排出後 廃棄物処理状況の確認	
処分終了の確認	
必要な報告がある場合実施する	

処理等工程図

廃棄物種類	処理工程
① 廃石綿	湿潤化二重梱包 特別管理産業廃棄物保管場所(事業所内一時保管場所) → 収集運搬→最終処分場
② 廃酸	特別管理産業廃棄物保管場所(事業所内一時保管場所) →収集運搬 →委託処理【中間処理(中和・脱水)】 →再生(原料)
③ 廃アルカリ	特別管理産業廃棄物保管場所(事業所内一時保管場所) →収集運搬 →委託処理【中間処理(中和・脱水)】 →再生(原料)
③ 廃アルカリ	特別管理産業廃棄物保管場所(事業所内一時保管場所) →収集運搬 →委託処理【中間処理(焼却)】

建設副産物対策管理組織



--- 指示系統
 --- 審議系統
 --- 連絡系統